

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		換地計画の認可（個人施行者（市町村を除く。）及び土地 区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1の市町村 の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）
根拠法令及び条項		土地区画整理法第86条第1項後段
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	土地区画整理法第86条第1項、同条第4項及び同条第 5項
	基準 （未設定の場 合はその理由）	法第86条第1項、第4項及び第5項の規定による。 （換地計画の決定及び認可） 第86条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処 分を行うため、換地計画を定めなければならない。こ の場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整 理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省 令で定めるところにより、その換地計画について都道 府県知事の認可を受けなければならない。 4 都道府県知事は、第1項に規定する認可の申請があ つた場合においては、次の各号のいずれかに該当する 事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければ ならない。 (1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反してい ると。 (3) 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触している こと。 5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計 画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区（都市再 開発法第2条第3号に規定する施行地区をいう。）が 含まれている場合においては、当該市街地再開発事業 の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、 第1項に規定する認可をしてはならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 （未設定の場 合はその理由）	25日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）